

飲料自動販売機設置事業者

募集要項

【片倉うさぎ山公園】

この公募は、都市公園における公募型事業として、飲料自動販売機の設置を試行するものです。

令和7年3月

横浜市神奈川土木事務所

目 次

1	募集の趣旨	1
2	募集物件	1
3	設置期間	1
4	提案の内容	1
5	応募の資格	2
6	設置にあたっての条件	2
7	応募申請手続	5
8	質問及び回答	5
9	提案の無効	6
10	選定	6
11	設置予定事業者決定後の手続	7
	覚書（例）	8
	物件調書	11

募集から販売開始までの流れ

1	募集要項の配布	令和7年3月14日（金）～令和7年4月21日（月）
2	質問及び回答	質問：令和7年4月1日（火）締切 回答：令和7年4月8日（火）
3	応募書類の提出	令和7年4月11日（金）～令和7年4月21日（月）
4	事業者の選定・決定	令和7年5月上旬頃
5	覚書の締結	令和7年5月中旬頃
6	設置許可の申請	令和7年5月下旬頃
7	設置工事、販売開始	令和7年6月20日（金）までに設置し、販売開始

1 募集の趣旨

横浜市（以下「本市」という。）では、次に掲げる都市公園の熱中症対策等を目的に、飲料自動販売機を都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項第7号に定める公園施設として設置することとし、設置許可※事業者（以下「設置事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定します。

なお、本件は、本市直営管理公園における飲料自動販売機の設置を公募型事業により試行実施するものです。

※ 公園施設の設置及び管理を第三者に許可するもの

2 募集物件

- (1) 都市公園名 片倉うさぎ山公園
- (2) 所在地 横浜市神奈川区片倉2丁目42
- (3) 設置場所 多目的広場側の入口広場
- (4) 設置台数 1～2台（事業者の提案によります。）
- (5) 許可面積 1.25～2.5平方メートル（設置1台につき1.25平方メートル）

3 設置期間

令和7年6月20日までに設置し、令和12年3月31日まで

4 提案の内容

応募にあたって、次の事項について提案してください。

- (1) 売上手数料率
売上手数料（公園使用料とは別に本市に納付）の手数料率（%）を提案してください。
提案は20%を下限とします。
- (2) 地域防犯への取組
飲料自動販売機に防犯カメラ（24時間撮影可能なカメラに限る。）を付帯させ、録画を含めて自らの責任において管理・運用するなど、地域の防犯・安全に貢献する取組を提案してください。
- (3) 熱中症対策の取組
飲料自動販売機に付帯したデジタルサイネージや音声等による熱中症対策の案内など、公園利用者の熱中症対策に資する取組を提案してください。
- (4) 市内事業者の活用
応募者が市内事業者（横浜市内に本社等、主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）か否かに関わらず、設置工事又は管理業務において、市内事業者の活用を提案してください。
- (5) その他独自の取組
温冷機能の切替えや複数種類の電子マネーでの支払機能等、利便性向上に資する取組があれば提案してください。

また、飲料容器へのプラスチックに代わる素材の導入やリサイクルにおける工夫等、環境問題への取組があれば提案してください。

(提案は任意ですが、事業者選定の評価に含みます。)

5 応募の資格

応募者は、次に掲げる条件を全て備える法人とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 応募提案書の提出期間の最終日から選考までの間においても、横浜市指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 本要項記載の許可条件及び法令等を遵守し、設置場所に飲料を販売する自動販売機及び飲料容器の回収容器等を設置し、許可期間中継続して営業・運営する事業(以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。)を行う資力、能力等を有する者であること。
- (5) 令和5年度及び令和6年度において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。

6 設置にあたっての条件

提案の内容に関わらず、飲料自動販売機の設置にあたっての条件は、次のとおりです。

(1) 設置許可

都市公園法第5条第2項に基づき、本市が設置事業者に対して飲料自動販売機の設置を許可します。

許可期間は、令和7年6月20日から令和12年3月31日までとします。

許可面積は、設置台数が1台の場合は1.25平方メートル、2台の場合は2.5平方メートルとし、その範囲内で空容器の回収容器も設置するものとします。

許可に伴う公園使用料は、1平方メートル(1平方メートル未満の端数切上げ)につき、ひと月160円を納付(本件公募の場合、設置台数が1台の場合は2平方メートル分として、ひと月320円、2台の場合は3平方メートル分として、ひと月480円となります。)してください。納付は、本市が発行する納付書により設置許可期間分を前納してください。

(2) 売上手数料

設置事業者は、飲料自動販売機の毎月の売上の合計額(税抜)に提案の売上手数料率を乗じた金額に消費税を加算した売上手数料を納付してください。

納付は、本市が発行する納付書により、4月から9月までを前期、10月から翌年3月までを後期とし、各期分を各期終了の翌々月末以内の市が定める期日までに本市に納付してください。

(3) 設置及び撤去に係る費用

設置及び撤去に係る費用は、設置事業者の負担とします。

(4) 電源確保

飲料自動販売機に要する電力は、電力事業者から単独引込にて確保することとし、設置事業者が工事及び電気料金支払に関する手続を行ってください。

(5) 制限

次のことを遵守してください。

- ア 許可物件を飲料自動販売機設置以外の用途に供してはならないこと。
- イ 飲料自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと。
- ウ 飲料自動販売機設置管理事業の全てを第三者に委託してはならないこと。
- エ 販売品目は、酒税法（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を除くこと。
- オ 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

(6) 飲料自動販売機の仕様等

設置する飲料自動販売機は、次に掲げる条件を満たした仕様としてください。

- ア 大きさは、高さ2m以内、重量約600kg以下とすること。
- イ デザインは、障害者等の利用しやすさに配慮したユニバーサルデザインとすること。設置台数が2台の場合は、最低1台はユニバーサルデザインとすること。
- ウ 新紙幣（1,000円）及び新貨幣（500円）が使用できること
- エ 横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針（別記）特定調達物品等に掲げる基準に適合すること。
- オ 販売品目の形態は、缶、ペットボトル、紙パック、瓶など密閉容器に入ったものとし、カップ抽出式飲料などその他の形態による販売は行わないこと。
- カ 熱中症の危険がある時期（6～9月）に、熱中症対策に資する商品のラインナップを拡充すること。

(7) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ア 飲料自動販売機の維持管理は、設置事業者が行い、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 空容器の回収は、設置事業者の責任で適切な頻度で回収し、分別・リサイクルして処理すること。また、設置場所周辺の清掃を万全に行い、回収ボックスから使用済み容器が溢れることがないように対処するものとする。空容器の回収容器は、風等で転倒しないよう対処するものとする。
なお、本市はこれを一切行わず、設置事業者の責任により維持管理するものとする。
- ウ 飲料自動販売機の設置にあたっては、転倒防止等、安全に十分配慮すること。
- エ 設置事業者は、飲料自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- オ 飲料自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置事業者の責任において解決を図ること。
- カ 苦情・トラブル等の連絡先を、飲料自動販売機の分かりやすい場所に大きく明示すること。

- キ 設置事業者は、業務の委託先を変更する場合は、あらかじめ本市に申し出た上で、本市の承諾を受けること。
- ク 設置事業者は、飲料自動販売機の機種交換等を行う場合は、あらかじめ本市に申し出た上で、本市の承諾を受けること。
- ケ 本市は、本市の責によることが明らかな場合を除き、当該飲料自動販売機及び空容器の回収容器に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、設置事業者は、飲料自動販売機が故障、毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は、設置事業者が負担すること。
- コ 飲料自動販売機の設置によって第三者に生じた事故が、本市の責に帰さない事由による場合は、設置事業者が補償をすること。
- サ 毎月の売上本数及び売上高を記した売上報告書を作成し、ひと月ごとに本市に提出すること。
- シ 本市が公園管理上の必要により、一時的に公園の全部又は一部の供用を中止したことに伴う飲料自動販売機の売上の補償は、原則として行わないこととする。
- (8) 原状復旧
設置事業者は、飲料自動販売機を撤去するときは、設置事業者の責任のもとに原状復旧を行い、本市の確認を受けることとします。
- (9) その他
本要項に定めのない事項については、協議の上決定することとします。

7 応募申請手続

(1) 申請方法

応募受付期間内に、応募法人が、次に掲げる書類を提出先に持参又は郵送してください。書類は全て1部ずつ提出してください。

- ・ 応募受付期間：令和7年4月11日（金）～令和7年4月21日（月）（必着）
（土日の閉庁期間を除く）

午前8時45分～午後5時（正午～午後1時を除く）

- ・ 提出先：〒221-0801 横浜市神奈川区神大寺2丁目28-22
横浜市神奈川土木事務所 管理係 公園許認可担当

(2) 必要な書類

ア 応募申請書（様式1）

イ 提案書（様式2）

ウ 履歴事項全部証明書

※ 応募申請日前3か月以内に発行されたもの

エ 法人税、法人市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の納税証明書

※ 法人の本店所在地に納税したもので、令和6年度納税分

※ 未納がない証明でもよい。

- オ 財務諸表の写し（直近2年間分）
- カ 飲料自動販売機設置運営事業の実績（設置台数、売上高等 ※書式自由）
 - ※ 令和5年度及び令和6年度の2年度分
- キ 設置を予定する飲料自動販売機のカタログ
 - ※ 設置を予定する機種に印をつけ、本要項6(6)エを満たしていることが確認できること

8 質問及び回答

- (1) 質問受付期間
令和7年4月1日（火）まで
- (2) 質問提出方法
質問書（様式3）を7(1)に記載の場所に持参するか、電子メールでの送付とします。
電子メールによる送付先 (kg-doboku-qaform@city.yokohama.lg.jp)
メール件名は【自販機応募質問】としてください。
- (3) 回答について
令和7年4月8日（火）に本市のホームページに回答を掲載します。
再質問はできません。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/renkei/usagi-yama-jihanki.html>

9 提案の無効

次の各号のいずれかに該当する提案は、無効とします。

- (1) 応募の資格のない者の提案
- (2) 売上手数料率の数字を改ざん、又は訂正した提案
- (3) 記載事項が半読できない、又は必要事項の記載のない提案
- (4) その他提案に関し、不正行為及び指定した以外の方法による提案

10 選定

- (1) 選定方法
 - ア 選定は、提案内容を審査する方式で行います。
 - イ 審査及び選定は、関係部署により構成される審査会で行います。
 - ウ 審査会では、提案内容を評価基準（別記のとおり）に基づいて採点します。
採点において提案内容(1)～(4)の一項目でも0点になった場合は、選定しません。
 - エ 提案内容が本要項の諸条件等を満たさない場合は、審査会での審査対象としません。
 - オ 合計点で最高点を獲得した応募者を設置予定事業者として選定します。以下、得点に応じて第2順位以下の者を選定します。
- (2) 結果の通知及び公表
選定結果は、応募者全員に文書で通知するとともに、本市のホームページで公表します（公表にあたっては、設置予定事業者以外の応募者は匿名で表記）。

(3) 設置予定事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消します。

ア 指定する期日までに設置許可申請を行わなかったとき。

イ 提案時から変更された内容で設置許可を申請することが明らかとなり、当該変更内容で審査を行うと設置予定事業者に選定されない順位になる場合。

ウ 応募の書類に虚偽の記載があることが分かったとき。

エ 応募の資格を失ったとき。

設置予定事業者の決定を取り消した場合及び設置予定事業者が辞退した場合は、第2順位以下の者を順序に従って設置予定事業者とします。

(別記)

提案内容	評価基準	配点
(1) 売上手数料率	・20%のときを1点とし、追加料率1%につき1点 ※ 49%で30点に到達	30
(2) 地域防犯への取組	・自動販売機に防犯カメラを付帯させ、録画を含めて自らの責任において管理、運用する取組：15点 ・その他の地域防犯への取組1つにつき：5点（上限15点）	30
(3) 熱中症対策の取組	・自動販売機に付帯したデジタルサイネージや音声等による熱中症対策の案内：10点 ・その他の熱中症対策に資する効果的かつ先進的な取組：10点	20
(4) 市内事業者の活用	・設置工事及び管理業務の両方で活用：10点 ・設置工事又は管理業務のいずれかで活用：5点	10
(5) その他独自の取組 【任意提案】	・公園利用者等への利便性向上に資する取組：5点 ・環境問題への取組：5点	10
合計		100

11 設置予定事業者決定後の手続

設置予定事業者とは、設置予定事業者決定通知後速やかに「公園内飲料自動販売機設置に関する覚書」（本要項8～10ページに例を掲載）を締結します。

覚書の締結後、都市公園法第5条第1項による公園施設の設置許可を受けていただきます。令和7年5月下旬までに公園施設設置許可申請書（横浜市公園条例施行規則第7号様式）に必要な書類を添えて、申請手続を行ってください。

申請後、所定の手続きを経て許可書を交付します。設置予定事業者は、許可を受けることにより、設置事業者となります。

【覚書の締結及び設置許可の申請窓口】

横浜市神奈川土木事務所 管理係 公園許認可担当

・本事業に関するお問合せ先

神奈川県横浜市神奈川区神大寺2丁目28-22

横浜市神奈川土木事務所 管理係 公園許認可担当

電話番号 045-491-3363 ファクス 045-491-7205

電子メール kg-doboku@city.yokohama.lg.jp

飲料自動販売機の設置に関する覚書（例）

横浜市（以下「甲」という。）と、〇〇（以下「乙」という。）は、都市公園法第5条第2項の規定に基づく飲料自動販売機の設置に関する許可にあたり、次のとおり覚書を締結する。

（対象施設）

第1条 甲が乙に対して設置を許可する物件は次のとおりとする。

都市公園名	設置場所	設置台数	許可面積(m ²)	月額使用料(円)
片倉うさぎ山公園	横浜市神奈川区片倉2丁目42	台	m ²	円

（使用目的）

第2条 乙は、許可物件を飲料自動販売機の設置に使用しなければならない。

（設置許可期間）

第3条 設置許可期間は、令和7年6月20日までの販売開始に必要な設置工事開始日から令和12年3月31日までとする。

（設置許可の申請及び使用料）

第4条 乙は、飲料自動販売機の設置にあたり、横浜市公園条例に基づき、公園施設の設置許可申請を行い、許可を受けるとともに、横浜市公園条例施行規則に基づき算定された使用料を、甲の発行する納付書により指定する期日までに設置許可期間分を前納しなければならない。

（売上手数料等）

第5条 乙は、甲の発行する納付書により売上手数料を納めなければならない。売上手数料は、売上額（税別）に〇〇%を乗じた金額に消費税額を加算した額とする。

なお、売上手数料の納入については、4月1日から9月30日までを前期、10月1日から3月31日までを後期とし、各期分を各期終了の翌々月末以内の甲が定める期日までに納めることとする。

（設置及び撤去に係る費用）

第6条 設置及び撤去に係る費用は、乙の負担とする。

（電源確保）

第7条 飲料自動販売機に要する電力は、電力事業者から単独引込にて確保することとし、乙が工事及び電気料金支払に関する手続を行うこととする。

(制限)

- 第8条 乙は、飲料自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。
- 2 乙は、飲料自動販売機設置運営事業の全てを第三者に委託してはならない。
 - 3 販売品目は、酒税法（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を除くこととする。

(維持管理責任)

- 第9条 飲料自動販売機の維持管理は、乙が行い、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこととする。
- 2 空容器の回収は、乙の責任で適切な頻度で回収し、分別・リサイクルして処理することとする。また、空容器の回収容器は、風等で転倒しないよう対処するものとする。
なお、甲はこれを一切行わず、設置事業者の責任により維持管理するものとする。
 - 3 飲料自動販売機の設置にあたっては、転倒防止等、安全に十分配慮することとする。
 - 4 乙は、飲料自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認しなければならない。
 - 5 飲料自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、乙の責任において解決を図ることとする。
 - 6 乙は、苦情・トラブル等の連絡先を、飲料自動販売機の分かりやすい場所に大きく明示しなければならない。
 - 7 乙は、業務の委託先を変更する場合は、あらかじめ甲に申し出た上で、甲の承諾を受けなければならない。
 - 8 乙は、飲料自動販売機の機種交換等を行う場合は、あらかじめ甲に申し出た上で、甲の承諾を受けなければならない。
 - 9 甲は、甲の責によることが明らかな場合を除き、当該飲料自動販売機及び空容器の回収容器に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、乙は、飲料自動販売機が故障、毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は、乙が負担することとする。
 - 10 飲料自動販売機の設置によって第三者に生じた事故が、甲の責に帰さない事由による場合は、乙が補償をすること。
 - 11 乙は、毎月の売上本数及び売上高を記した売上報告書を作成し、ひと月ごとに甲に提出すること。
 - 12 甲が公園管理上の必要により、一時的に公園の全部又は一部の供用を中止したことに伴う飲料自動販売機の売上の補償は、原則として行わないこととする。

(原状復旧)

- 第10条 乙は、飲料自動販売機を撤去するときは、乙の責任のもとに原状復旧を行い、甲の確認を受けることとする。

(許可の取消)

第11条 甲は、乙がこの覚書に定める義務に違反した場合は、この許可を解除することができる。

2 甲は、設置許可物件を甲において公用又は公共の用に供するため必要が生じた場合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の5第4項の規定に基づき、この許可を解除することができる。

3 甲は、乙が横浜市暴力団排除条例で規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例第23条に違反した者と判明した場合、この許可を解除することができる。

(使用料の返還)

第12条 甲は、前条に基づき許可を解除した場合は、納付済みの使用料を返還しないこととする。

(疑義の決定)

第13条 本覚書に関し疑義があるとき、又は本覚書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第14条 本覚書に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所において行うものとする。

この覚書を証するため、この本書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

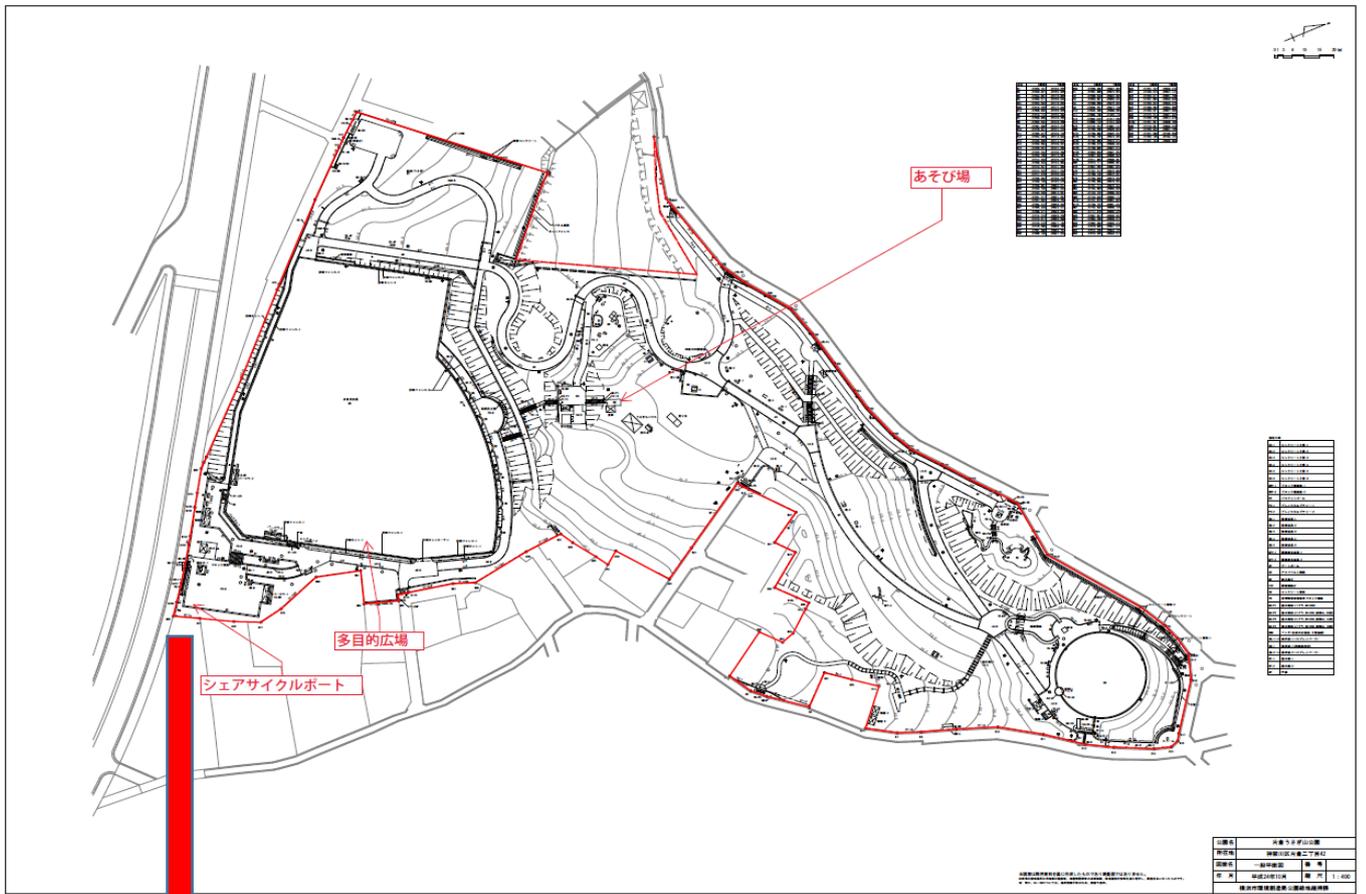
令和 年 月 日

甲 横浜市中央区本町6丁目50番地の10
横浜市
横浜市長 山中 竹春

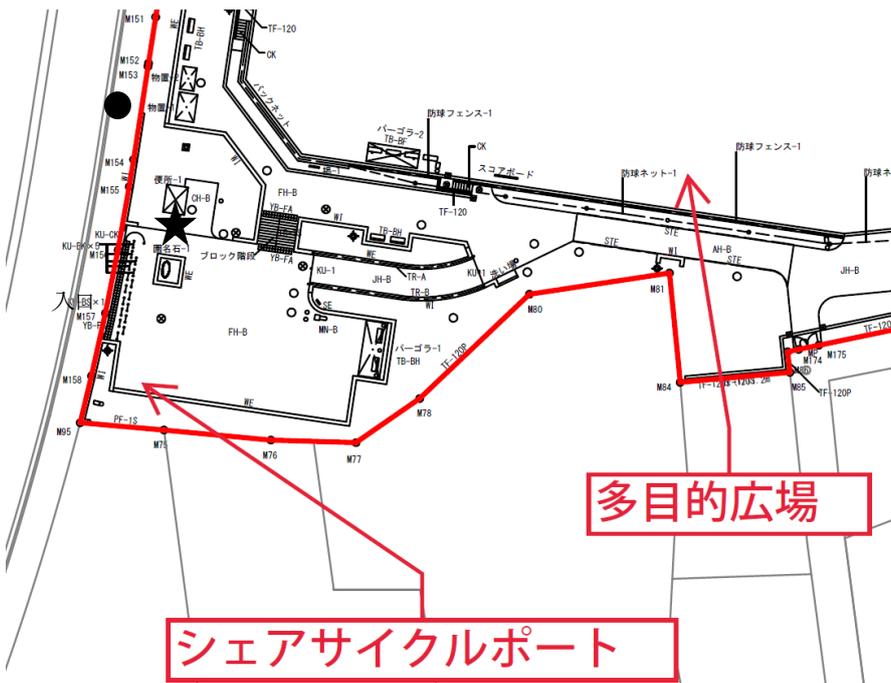
乙 ○○市○○
○○
代表取締役 ○ ○ ○ ○

物件調書 片倉うさぎ山公園

位置図



拡大図



凡例

- ★ 飲料自動販売機
- 電柱
- ☒ トイレ

設置予定位置は舗装なし。
電柱まで10m程度。

イメージ図



公園利用状況

多目的広場年間利用回数

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
少年少女ソフトボール	150回	152回	130回
少年野球	216回	232回	225回
少年サッカー	113回	104回	87回
その他	151回	145回	155回

あそび場年間利用人数

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	28,521人	16,652人	19,767人